

令和元年6月28日(金)
国土交通省 関東地方整備局
建 政 部

記者発表資料

宅地建物取引業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社TATERUに対し、宅地建物取引業法に基づく処分を実施しました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ
横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

建政部 建設産業第二課長 有馬 正吾 (内線6651)
建設産業第二課長補佐 長谷部 至彦 (内線6652)
電話 048-601-3151 (代表)

令和元年6月28日
関東地方整備局

宅地建物取引業者に対する監督処分について

株式会社TATERUの宅地建物取引業法違反について、国土交通省関東地方整備局は、本日同社に対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1 処分内容

宅地建物取引業法第65条第2項に基づく業務停止

(1) 業務停止期間

令和元年7月12日から令和元年7月18日までの7日間

(2) 停止を命ずる業務の範囲

宅地建物取引業に係る全部の業務

2 処分理由

被処分者は、遅くとも平成27年7月頃から平成30年7月頃にわたり、東京都(13件)、千葉県(23件)、埼玉県(23件)、神奈川県(6件)、愛知県(88件)、京都府(16件)、大阪府(91件)、兵庫県(46件)、福岡県(23件)及び熊本県(7件)所在の336件の宅地について、自ら売主として売買契約を締結し、又は媒介により宅地の売買契約を成立させるにあたり、営業部長、部長代理を中心とする31名が、金融機関から融資承認を得る目的で買主が提出した融資審査に必要な自己資金を示す証憑を改ざんした上で、これを金融機関に提出して、融資承認を得させた。

このことは、宅地建物取引業法第65条第2項第5号に該当する。

(参考) 株式会社TATERU

代表取締役 古木 大咲

東京都渋谷区神宮前1-5-8

国土交通大臣(3)第7533号